

# 県立学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合における 学校の休業の考え方について

令和2年12月7日改正

## 1 県立学校に感染者が発生した場合

学校の全部又は一部（学年、学級等）の臨時休業については、県教育委員会が、保健所の調査や学校医の助言及び校内の感染状況<sup>\*1</sup>に基づく校長の見解等を踏まえて判断します。

休業後の再開については、当該学校に在籍する濃厚接触者の検査結果や、当該学校における消毒の実施などの状況に照らして判断するものとします。

学校を休業しない場合においては、文部科学省が作成している衛生管理マニュアル<sup>\*2</sup>を参考としながら、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒レベルに応じて必要な措置を検討します。

## 2 県立学校関係者が濃厚接触者と判定された場合

原則として学校は休業とせず、濃厚接触者と判定された日から、当該関係者が生徒の場合は出席停止とした上で自宅待機とし、職員の場合は職務免除とした上で自宅待機とします。

当該濃厚接触者が感染者となった場合は、1の扱いとします。

## 3 その他

学校設置者等、休業を判断する立場にある者が県以外である場合は、1及び2の取扱いと異なることがありますので御理解をお願いします。

1及び2の取扱いは、新型コロナウイルス感染症について現在得られている知見等に基づくものであり、新たな知見等により変わることがあります。

---

\*1 感染しているおそれがある範囲の見直しを含みます。

\*2 『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3ver.5）』（文部科学省）